

【NISA についてのご注意事項】

〈共通〉

- ・ NISA 口座は、日本にお住まいの 18 歳以上の方（NISA をご利用になる年の 1 月 1 日現在で 18 歳以上の方）が対象です。
- ・ NISA 口座の開設は同一年において、1 人 1 口座となります（金融機関の変更を行った場合を除く）。
- ・ 特定預り、一般預りで保有している上場株式等を NISA 預りに移管することはできません。
- ・ NISA 預りとして保有している上場株式等を NISA 預りのまま、他社へ移管することはできません。
- ・ NISA 制度では、年間投資枠（つみたて投資枠 120 万円／成長投資枠 240 万円）と非課税保有限度額（つみたて投資枠・成長投資枠合わせて 1,800 万円／うち成長投資枠 1,200 万円）の範囲内で購入した上場株式等から生じる配当所得及び譲渡所得等が非課税とされます。いずれも購入時手数料等を除いた金額です。
- ・ 非課税保有限度額については、買付け残高（簿価残高）で管理されます。このため、NISA 口座内の商品を売却した場合には、当該商品の簿価分の非課税枠を、その翌年以降の年間投資枠の範囲内で再利用することが可能となります。
- ・ 非課税期間は無期限です。
- ・ 投資信託の収益分配金のうち「元本払戻金（特別分配金）」は非課税であり NISA 口座のメリットは享受できません。
- ・ NISA 預りにかかる配当金等や売却損益等と、特定預り、一般預りとの損益通算はできません。また、NISA 預りの売却損は税務上ないものとみなされ、繰越控除はできません。
- ・ NISA 預りの約定金額が該当年分の限度額を超過する場合、注文を自動的に按分し、超過分は課税口座での買付となります。
- ・ NISA 預りの非課税対象となっている投資信託の収益分配金は、非課税投資枠を超過しない限り同一勘定内で再投資し、超過分は課税口座での再投資となります。
- ・ 同日に、複数の NISA 買付の注文がある場合、当該注文の枠の利用順序は KLD 証券の基準によるものとします。
- ・ 上場株式等の配当金等は、株式数比例配分方式を利用して受領する場合のみ非課税となります。
- ・ NISA 口座に初めてつみたて投資枠を設けた日から 10 年を経過した日、およびそれ以後は 5 年経過した日ごとに、口座開設者の氏名・住所の確認をさせていただきます。確認が出来ない場合、つみたて投資枠および成長投資枠をご利用いただけなくなる場合があります。
- ・ 一般／つみたて／ジュニア NISA 口座（旧 NISA 制度）から 2024 年以降の NISA 口座へのロールオーバーはできません。2023 年までに一般 NISA やつみたて NISA で投資した商品は、非課税期間終了（一般／ジュニア NISA：5 年間、つみたて NISA：20 年間）まで、従来通り非課税で継続保有が可能です。

〈つみたて投資枠〉

- ・ つみたて投資枠のご利用には、積立契約（累積投資契約）を締結いただく必要があります。この契約に基づき、



定期かつ継続的な方法で買付けを行います。

- ・ KLD 証券がつみたて投資枠で取扱う金融商品は、KLD 証券で選定した、法令等の要件を満たす長期の積立・分散投資に適した公募株式投資信託になります。
- ・ つみたて投資枠にかかる積立契約（累積投資契約）により買付けた投資信託について、原則として年 1 回、信託報酬等の概算値を通知いたします。
- ・ つみたて投資枠で購入した投資信託の収益分配金は、KLD 証券では成長投資枠で再投資することはできません。

〈成長投資枠〉

- ・ KLD 証券が成長投資枠で取扱う金融商品は、上場株式（外国株式を除く）や上場投資信託（ETF）、不動産投資信託、公募株式投資信託等（ただし、上場新株予約権付社債、国外の取引所に上場している株式等、外国籍の公募株式投資信託等、整理・監理銘柄に該当する上場株式、信託期間 20 年未満またはデリバティブ取引を用いた一定の投資信託等もしくは毎月分配型の投資信託等を除く）です。

以上